

## 第10節 廃棄物の3Rと適正処理の推進

### 現況と課題

県内の廃棄物排出量は、人口の増加や産業活動の進展など増加の要因はあるものの、環境に関する意識の変化や各種リサイクル制度の整備により、産業廃棄物は横ばい傾向に、一般廃棄物は年々減少しています。また、廃棄物の再生利用率は、上昇傾向が続いているが、平成21年度は、一般廃棄物が24.1%、産業廃棄物が49.4%と前年度を下回っています。一般廃棄物では、再生に適した紙ごみや金属くずなどが市町村による回収を経ずに直接再生市場に流れたため減少したと考えられます。

一方、焼却や破碎などの中間処理を経た後の最終処分量は漸減しつつあるものの、県外にその処分を多く依存しています。さらに、廃棄物の不法投棄や不適正な保管である野積みなどが問題になっています。

このため、廃棄物の3R：発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を一層促進し、廃棄物の減量化を図るとともに、リサイクル技術の高度化、最終処分場の確保、不法投棄など不適正処理の防止、廃棄物の山の崩落・火災などの危険除去を一層推進し、安心・安全で環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図る必要があります。

図2-10-1 循環型社会形成に向けた取組

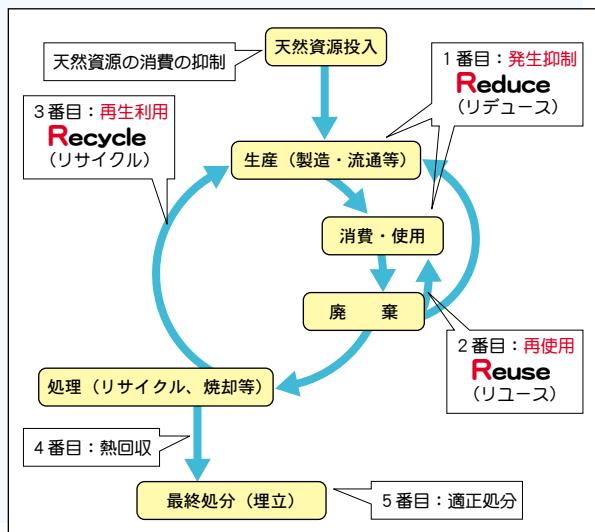


図2-10-2 廃棄物とは

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物や、自分で利用したり他人に売却したりできないために不要になったもので、液状又は固形状のものすべてを言います。

家庭などから発生するごみやし尿などの一般廃棄物は、市町村の責任の下に処理されます。工場などから発生する燃え殻、汚泥などの産業廃棄物は、事業者の責任で処理されます。

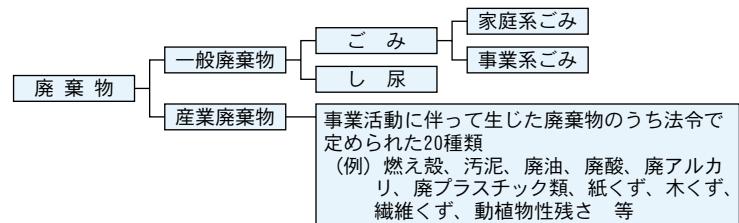


図2-10-3 一般廃棄物処理状況

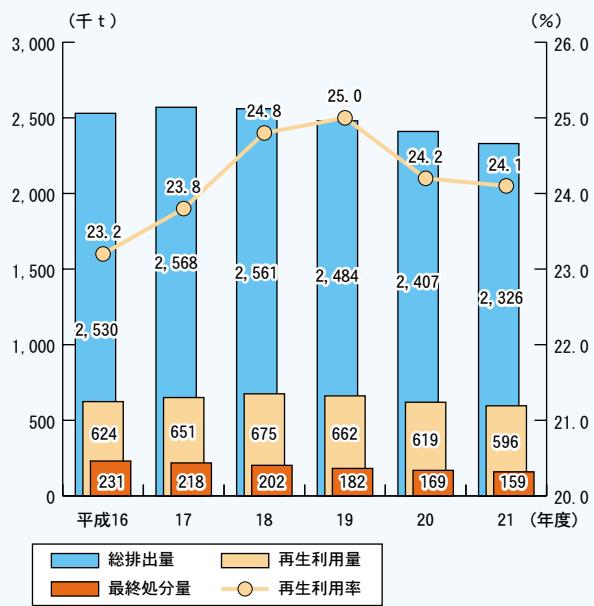
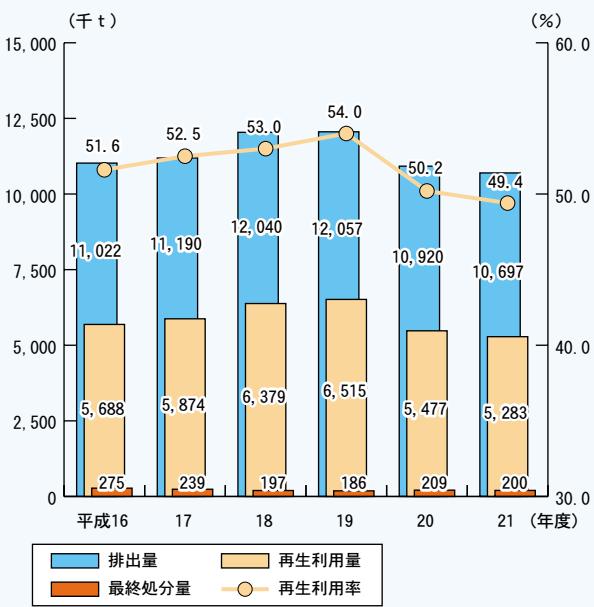


図2-10-4 産業廃棄物処理状況



## 講じた施策

### 1 廃棄物の減量化・再資源化

循環型社会の形成のためには、県民、事業者、行政が連携して廃棄物の発生を抑制することが必要です。それでも排出された循環資源<sup>\*</sup>は、再使用・再生利用やエネルギー回収など循環的な利用に努め、循環的な利用ができないものについては適正に処理することが必要です。そこで県では、平成18年3月に策定した第6次廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化と適正処理を推進するため次のような施策に取り組みました。

※ 廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物のうち有用なものを「循環資源」と言う。

#### (1) 地球にやさしいマイバッグ＆マイボトル運動の推進

平成20年度に締結した事業者、市民団体、県によるレジ袋削減に関する協定は平成22年3月末を持って締結期間が終了しました。締結期間中は各地でレジ袋削減キャンペーンを行うなど、平均削減率が締結前の20.5%から36.9%に伸びるなどの成果を上げることができました。今後もごみを出さないライフスタイルの定着を図るため身近にできる取組として、引き続きレジ袋削減に取り組んでいきます。

また、同様に使い捨て容器ごみの削減を図るため、外出時に水筒（マイボトル）を携帯する「みんなでマイボトル運動」を推進しています。平成20年度にさいたま新都心地区のコーヒーショップの協力を得て始めたこの運動は、平成21年度には八都県市（平成22年度からは九都県市）首脳会議で取り上げられ、平成22年度からは環境省も大学・事業者・各自治体と協力して取組みを始めました。九都県市では、10月にJR上野駅でのイベントや電車内ビジョン・車内広告などによる啓発を行いました。

■写真2-10-1 マイバッグキャンペーン



平成22年度末の県内の協力店は、コーヒー店、緑茶店、市町村施設、飲食店、百貨店、ゴルフ場、大学など388店舗まで広がっています。

※ 九都県市首脳会議：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の首長を構成員とする会議。

#### (2) 事業系一般廃棄物の削減対策

一般廃棄物の約4分の1を占める事業系ごみの減量と再資源化を図るため、平成21年3月に「事業系ごみ削減ガイドライン」を策定しました。また実際に各地で事業系ごみ削減キャンペーンを実施し、ガイドラインの活用を促進、市町村と協力して、効果的な削減に努めました。

さらに、事業所からの廃棄物減量化をめざし、事業所で行える3Rの推進とゴミの削減について、『オフィス3R推進講座』を県内事業所（57事業所）において実施しました。

#### (3) 3R推進員

循環型社会の構築には個人の取組が必要であり、現在、環境問題に対する個人意識は高まってきています。その意識を高め、率先して3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））に関する様々な取組を自発的におこなう方々を支援するものとして、3R推進員制度を立ち上げました。

### 2 公共関与による環境産業の集積と最終処分場の確保

県では、公共関与による透明性の高い安全管理システムの下、先端技術を有する環境産業の集積と県営の最終処分場の整備をしています。

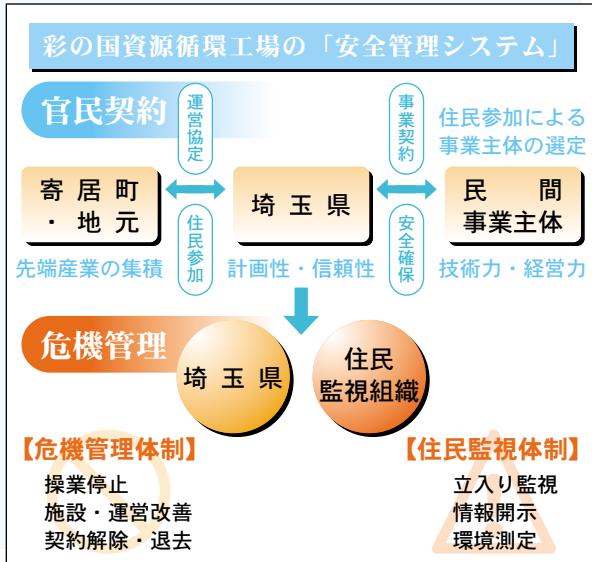
#### (1) 彩の国資源循環工場

廃棄物の適正処理とリサイクルの一層の促進を図るために、先端技術を有する環境産業を集積した「彩の国資源循環工場」を整備しました。この工場は、公共の計画性・信頼性と民間の経営力・技術力を生かすため、PFI及び借地方式により、さまざまリサイクルを行う民間の施設を集積したものです。

施設の整備に当たっては、法律や条例の基準を上回る厳しい公害防止対策や工場排水のクローズドシステムなど、高度な環境対策を講じています。また、運営には、徹底した情報の公開と住民参加による安全管理システムを採用するなど、開かれた運営を通じ、安心・安全な操業を確保しています。

工場には8社のリサイクル施設が操業しており、相互に連携しながら効果的・効率的な廃棄物の再資源化と技術の向上に取り組んでいます。

図2-10-5 彩の国資源循環工場の安全管理システム



## (2) 環境整備センター（最終処分場）の処理状況

県では、自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のために、全国初の県直営の最終処分場として環境整備センターを整備し、平成元年2月から供用を開始しています。廃棄物の埋立てに当たっては、厳しい管理基準を設定するなど環境保全対策に万全を期しています。環境整備センターでは、約271万tの廃棄物を埋め立てる計画となっており、平成22年度の埋立て重量は4万2,679tで、供用開始から約144万t（全容量の53%）を受け入れました。

表2-10-1 環境整備センターの埋立実績 (単位: t)

年 度	埋 立 量	埋 立 量 の 内 訳	
		一般廃棄物	産業廃棄物
18	73,097	59,321	13,776
19	65,653	47,380	18,273
20	56,694	39,145	17,549
21	45,189	35,709	9,480
22	42,679	31,927	10,752
埋立量累計*	1,442,818	1,283,850	158,968

\* 平成元年2月供用開始

## (3) 彩の国資源循環工場第2期事業

持続可能な循環型社会の実現に向け、環境整備センター隣接地において「彩の国資源循環工場第2期事業」を実施し、最終処分場と工場用地を一体的に整備しています。

最終処分場は、面積5.7ha、埋立容量617,000m<sup>3</sup>（50万t）の管理型処分場です。

工場用地は、面積15.0ha（平場面積11.2ha、緑地面積3.8ha）です。ここに製造施設、再資源化施設、研究施設を誘致します。

## 3 産業廃棄物の不適正処理の防止

産業廃棄物の不法投棄、保管と称する悪質な野積み、野外焼却などが後を絶たない状況にあることから、こうした不適正な処理に対する監視や指導の充実・強化を図りました。また、産業廃棄物の大量たい積への取組を推進しました。

### (1) 監視・指導体制

県土整備部、農林部などの関係部局、市町村、警察本部との連携を強化するために設置した埼玉県廃棄物等不法投棄対策推進会議及び環境管理事務所ごとに設置した地区合同不法投棄等対策会議を中心に、関係機関が連携して監視パトロールを行い、不適正処理に迅速に対応しました。

また、秩父を除く各環境管理事務所に廃棄物不適正処理監視指導員を配置し粗暴事案等への対応能力を高めました。悪質事案に対しては警察本部との連携を図り対応しました。

さらに、産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度により、平成22年度末現在で54市町の職員に対して、県職員と同様の立入権限を付与し、不適正処理の早期発見、早期対応に努めました。

写真2-10-4 産業廃棄物運搬車両路上検査



表2-10-2 監視・指導状況

年度	監 視 ・ 指 導 数				合 計
	不法投棄	不適正処理	適正処理	その他	
14	157	5,446	2,355	249	8,207
15	73	11,171	2,498	201	13,943
16	156	6,154	2,713	358	9,381
17	154	7,893	3,083	401	11,531
18	340	7,322	5,852	570	14,084
19	313	5,894	12,046	568	18,821
20	277	4,051	11,259	565	16,152
21	184	2,839	8,948	653	12,624
22	103	2,485	8,701	293	11,582

## II 持続可能な循環型社会の構築

### (2) 民間監視等

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

県が実施している定期的な監視パトロールのほかに、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視パトロールを年間150日実施しました。

また、運送業をはじめとする企業、組合など18の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いしています。

さらに、県民の方から、フリーダイヤルで24時間不法投棄に関する苦情・通報を受け付ける「産業廃棄物不法投棄110番」(0120-530-384)で、64件の通報を受け付けました。

### (3) 指導・行政処分

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、社団法人埼玉県産業廃棄物協会と連携して適正処理講習会を開催するなど、法令等の周知を図りました。特に、不法投棄などの不適正処理の多い建設系廃棄物については、県外産業廃棄物事前協議制度<sup>\*</sup>を運用することにより、その排出事業者に対して適正処理指導を行いました。

※ 県外産業廃棄物事前協議制度：県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に、排出事業者に対し県への事前協議を義務づける制度。

また、建設リサイクル法に基づき、家屋解体現場等への立入指導を行った際には、廃棄物の適正処理はもとより、再資源化についても指導を徹底しました。

一定規模以上の多量排出事業者に対しては廃棄物処理の状況や再生利用の計画策定とその実施状況等の報告が義務づけられていることから、その報告徴収等により指導を行いました。

さらに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管事業者に対しては、保管状況等の届出や適正保管の徹底について指導を行いました。

表2-10-3 産業廃棄物排出事業者・処理業者に対する行政処分等の状況  
(単位：件)

年度	行政処分			行政指導		報告徴収	合計
	許可取消	業務停止	改善命令	文書勧告	口頭指導		
14	15	3	25	46	2,702	28	2,819
15	28	1	17	37	2,489	24	2,596
16	52	1	6	21	6,363	19	6,462
17	35	1	10	56	7,368	34	7,504
18	38	0	7	55	7,410	24	7,534
19	25	0	5	55	5,787	17	5,889
20	33	0	3	11	4,264	14	4,325
21	44	2	2	9	3,169	1	3,227
22	38	0	3	6	2,871	4	2,922

### (4) 大量たい積への取組

廃棄物が大量に積まれて山となった場合は、「捨て得は、絶対に許さない」という基本方針のもと、山を築いた行為者などに対して徹底した撤去指導を行っています。

また、崩落、火災の危険性及び有毒ガスの発生など県民の生活環境に重大な支障を来すような緊急性がある場合には、県、市町村、各種団体が協力して撤去・改善対策を進めています。平成22年度は、廃タイヤや木製型枠等のたい積事案4件を解決しました。

### (5) 土砂の排出、たい積等の規制

無秩序な土砂のたい積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例に基づく規制・指導を行いました。

### (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の施行に関すること

使用済自動車の適正な処理とリサイクルを図り、生活環境の保全等に寄与することを目的に、自動車リサイクル法に基づく規制・指導を行いました。

## 目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時(H16年度)	現状値(H21年度)	目標値(H23年度)	指標の定義・選定理由
再資源化施設の整備・運営	一般廃棄物の再生利用率(%)	23.2	24.1	28	循環型社会形成に向けた取組の成果を示す数値であることからこの指標を選定。目標値は過去の実績に基づく傾向に加え、さらなる分別収集の徹底・拡充やリサイクルの促進を目指して設定。
廃棄物適正処理の推進	産業廃棄物の再生利用率(%)	51.6	49.4	57	

## 第11節 水循環の健全化と地盤環境の保全

### 現況と課題

水は基本的に「降水→土壤水→地下水→地表水（河川・湖沼）→海洋（→蒸発→降水）」という循環系を形成しています。この中で特に地下水は、水量の確保と水質の浄化という点で、自然の水循環系に不可欠な役割を果たしています。しかし、かん養量を上回る利用（採取）により、本県では昭和30年代から著しい地盤沈下に見舞われ、住宅をはじめとする建築物、道路、堤防などに多くの被害が生じました。

このため、法及び条例による地下水の採取規制を行うとともに、地下水から河川表流水への水源転換や、使用水を循環再使用する合理化指導などにより、近年は地盤沈下も以前ほどの著しい沈下は少なくなりました。しかし、依然として一部地域において沈下傾向にあり、また、渴水時に広域的に沈下が生じることから、今後も地盤沈下防止対策の推進が必要です。

### 講じた施策

#### 1 水利用の合理化等の推進

雨水や一度使った水を処理して、飲用水などの質が求められないトイレの洗浄水や散水用水などに再利用する雑用水利用は、水を有効に利用する方法の一つです。施設整備や維持管理面で、水道水を使用した場合に比べコストが高いなどの課題がありますが、これまで着実な取組みがなされています。

平成22年度現在の雑用水利用施設数は470施設で、

そのうち約7割は雨水の利用施設です。

#### 2 地下水のかん養

県では、水源かん養機能を高める森林の整備・管理、雨水地下浸透を促す透水性舗装など積極的に取り組んでいます。個人や企業などが、自宅や事業所、資材置き場などに雨水浸透・貯留施設を設置する場合、その費用の一部助成や材料の無償支給などを受けることができます。平成23年3月現在、県内15市町で実施、活用されています。

#### 3 地盤沈下防止対策の推進

##### （1）地下水採取規制

地盤沈下を防止するため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例により、地下水採取規制を行っています。また、県営水道の普及により地下水から河川表流水への水源転換の促進に努めています。

##### （2）地盤沈下の監視

県平野部の地盤沈下状況を把握するため、水準測量や14か所の観測所で地盤変動量の観測を実施しています。平成22年の地盤沈下の状況は、建物等への被害が生じる恐れのある、年間2cm以上の沈下を示した地域は $2.0\text{km}^2$ （前年 $0\text{km}^2$ ）、年間最大沈下量は加須市新川通りで2.4cm（前年比0.8cm増）でした。

### 第11節

## 水循環の健全化と地盤環境の保全

図2-11-1 地下水採取規制図（平成23年3月31日現在）



## II 持続可能な循環型社会の構築

### (3) 渇水期の地盤沈下防止対策の推進

地下水位の低下は地盤沈下の前兆です。特に夏季には水の需要が増大するため、地下水位は低下する傾向があります。そこで、県平野部を東部、中央部、西部、北東部、比企及び北部の6地域に区分し、36か所（うち9か所は遠隔監視）の観測所で地下水位の観測を実施するとともに、地下水位の異常低下時には地盤沈下を防止するため、地下水利用者に対して緊急的に採取抑制等を実施することとしています。

図2-11-2 5年間の累積沈下量が4cm未満の水準点の割合経年変化

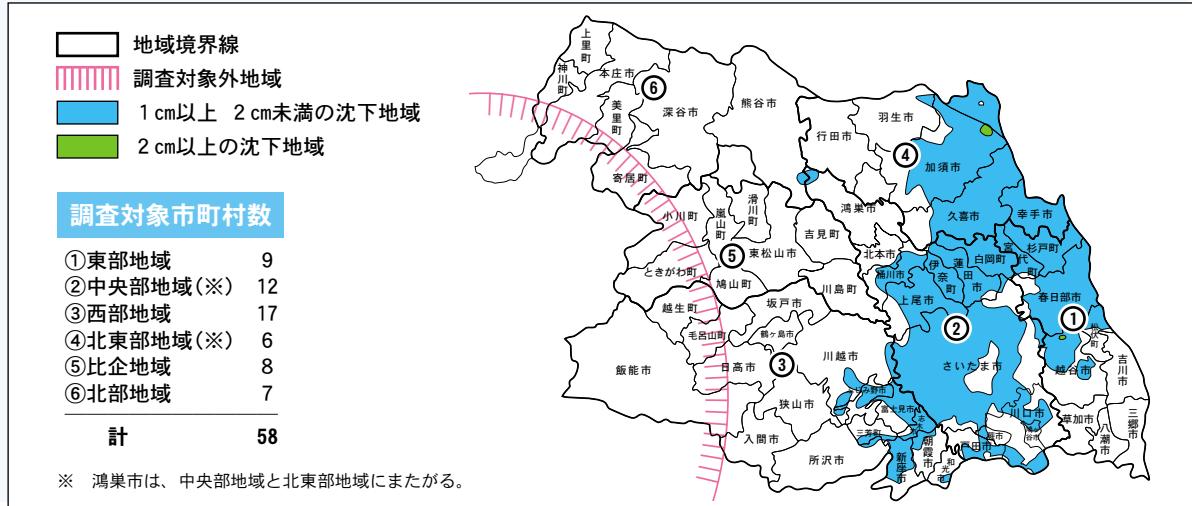


表2-11-1 年間最大沈下量の推移

年次	昭和36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
最大沈下量(cm)	18.7	23.6	20.8	18.8	18.5	15.6	16.5	16.0	13.8	20.9	19.4	23.8	25.2	27.2	14.7	14.1	9.8
市町村名			川口市					戸田市	草加市	朝霞市	新座市				所沢市		
年次	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6
最大沈下量(cm)	12.5	9.6	7.9	6.7	5.3	5.2	6.0	5.6	4.7	4.8	5.4	4.6	4.4	4.2	4.7	3.2	4.8
市町村名	鷺宮町	鷺宮町	鷺宮町	栗橋町	鷺宮町							栗橋町			北川辺町		鷺宮町
年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
最大沈下量(cm)	4.4	4.0	3.4	2.4	3.3	2.9	2.2	2.4	2.5	4.7	1.8	1.9	2.7	1.1	1.6	2.4	
市町村名	越谷市	栗橋町	越谷市	鷺宮町	越谷市	北川辺町	所沢市	越谷市	栗橋町			大利根町		所沢市	加須市		

## 第11節

図2-11-3 平成22年の地盤沈下概況及び調査地域区分図（平成23年1月1日現在）



### 目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
地盤沈下防止対策の推進	5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合(%)	91	97.8	94	地盤沈下の観測箇所数に対する5年間累積沈下量4cm未満の箇所数の割合。地盤沈下の中長期的な状況を示すことから選定。

## 第12節 環境に配慮した産業の振興

### 現況と課題

異常気象や生態系の変化など、地球温暖化の影響は疑う余地のない状況となっており、官民が連携して地球温暖化対策を実施することが必要です。一方、世界的な経済危機に対しては、積極的な環境投資による環境ビジネスを推進し、環境と経済の好循環を形成していくことが求められています。

そのためには、環境に配慮した積極的な取組が経済的な利益にもつながるよう、環境配慮を行う事業活動を支援するとともに、県民・事業者等に環境に配慮した商品や事業活動等に関する情報を提供するなど、環境と経済の両立に向けた取組を進める必要があります。

環境問題を経済の制約要因ではなく、新たな成長要因と捉え、環境の保全と経済の活性化を一体化させていくことが重要です。

### 講じた施策

#### 1 環境マネジメントシステムの普及促進

環境への負荷の低減を図るために、ISO14001、エコアクション21、エコステージなど、事業者の環境管理に関する自主的・積極的な取組を促進しました。

また、環境マネジメントに積極的に取り組み、CO<sub>2</sub>削減に優れた取組をしている中小規模事業者を県が独自に認証する「エコアップ認証制度」の普及促進を図りました。

#### 2 環境ビジネスの育成

##### (1) 環境ビジネス企業等の交流促進

環境の先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネス企業間の交流を図る環境ビジネスセミナー（グリーンサロン）を4回開催し、企業・支援機関のネットワークづくりを促進するとともに、環境ビジネスの機運の醸成を図りました。

##### (2) 研究機関等の取組

環境科学国際センターでは、光化学オキシダント対策として揮発性有機化合物（VOC）の排出低減を図ることから、小規模事業所でも導入しやすい安価で簡易なVOC処理システムの開発を目指して民間企業との共同研究に取り組んでいます。平成22年度は処理装置の性能向上とともに、工場内で適用可能な箇所について検討を行いました。

産業技術総合センターでは、「ステンレス鋼の6価クロムフリー電解研磨技術の開発」など、環境技術に

##### ○環境ビジネスセミナー（グリーンサロン）

###### 第5回 テーマ「スマートグリッド」

開催日：平成22年6月14日

参加者：109名

###### 第6回 テーマ「次世代蓄電池」、

「次世代蓄電池を活用した次世代自動車」

開催日：平成22年9月13日

参加者：103名

###### 第7回 テーマ「水ビジネスセミナー」

開催日：平成22年11月1日

参加者：192名

###### 第8回 テーマ「創エネ住宅」、「電気自動車」

開催日：平成23年2月7日

参加者：117名

写真2-12-1 環境ビジネスセミナー



に関する研究を実施したほか、環境分野の技術支援（技術相談・依頼試験・機器開放）も行っています。

また、(財)本庄国際リサーチパーク研究推進機構では、次世代モビリティ関連の研究会を発足し、研究会参加企業との共同研究などに取り組むとともに、フォーラムや講演会等を開催しました。さらに、次世代自動車の製造に必要な部品や技術開発に取り組む県内中小企業を支援するため、県内企業と早稲田大学等との産学連携による共同研究を実施しました。

#### 3 環境保全型農業の支援

環境にやさしい農業と安全・安心な農産物の安定供給の実現に向け、化学合成農薬と化学肥料の50%削減（平成7年度比）を目標とした「彩の国有機100倍運動」を平成9年度から県民運動として展開しています。この有機100倍運動を推進するため、生産者等の資質向上を目的とした研修会を開催するとともに、消費者等を対象に県内3か所で「彩の国有機100倍

## II 持続可能な循環型社会の構築

運動タウンフォーラム」を開催し、有機100倍運動への理解促進を図りました。

また、各種の病害虫防除技術を組み合わせた先進的な防除対策（IPM）を実践することにより、農薬使用量の削減に取り組むモデル的な生産者団体に対し支援を行いました。

### 4 地域の未利用資源の有効活用を図る事業活動の推進

家畜排せつ物の堆肥化施設等の設備（2か所）の支援や木質ペレットストーブ等（13台）の普及を図りました。

また、バイオマス利活用に関するシンポジウム等の実施や利活用相談窓口における事業者等からの相談に応じるとともに、食品残さから高品質な肥料や家畜飼料を製造するための共同研究を進めるなど、農山村バイオマスの有効活用に努めました。

### 5 グリーン購入や地産地消の推進

#### （1）グリーン購入の推進

グリーン購入は、環境に配慮した商品を消費者が積極的に購入することにより、さらに環境配慮商品の供給を促すという、環境と経済の好循環を促進する一石二鳥の取組です。

県内のグリーン購入を促進するため、平成19年7月

に、埼玉県も発起人に加わり民間団体、企業、行政による「埼玉グリーン購入ネットワーク」が発足しました。同ネットワークではグリーン購入についてフォーラムの開催や広報紙の発行を行っています。平成22年度末現在の会員数は、97団体（民間団体10団体、企業80社、行政7団体）となっています。

#### （2）地産地消の推進

地産地消により、緑地空間の保全などに重要な役割を担っている地域の農業への理解が深まり、また、生産者・販売者・消費者などが同じ地域の中にいることで、運搬に係る環境負荷を低減することにつながります。地産地消を促進するため、安心・安全な農産物を消費者が身近で確認しながら利用できるように、農産物の直売所の機能充実や県産農産物サポート店の登録拡大（1,635店舗 22年度末現在）、量販店での地場産コーナーの設置促進（285店舗 22年度末現在）に努めました。

### 6 グリーン・ツーリズムの推進

地域の受入態勢の整備や、観光農業等のPR方法などについて、ワークショップ等の取組を行う活動に対し支援（2団体）を行いました。また、グリーン・ツーリズム推進のためのフォーラムの開催や、体験施設に関する情報収集等の業務について、民間主体の推進組織に委託して実施しました。

### 目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
環境マネジメントシステムの普及促進	環境マネジメント取得事業所数	907	1,546	1,200	ISO14001など第三者認証の環境マネジメント取得事業所の数。事業活動により生じる環境負荷を低減する取組の成果を示す数値であることから選定。
環境保全型農業の促進	特別栽培農産物認証面積 (ha)	1,234	1,605	5,000	農薬と化学肥料の双方を、県が定めた慣行基準より50%以上削減して生産された特別栽培農産物を県が認証した面積。環境に配慮した農業生産活動の取組を示す数値であることから選定。

## 第13節 自然環境の保全と創造における協働体制の充実

### 現況と課題

自然は人々の生活にうるおいと安らぎを与える、生活になくてはならないものです。しかし、地域の開発整備に伴い、貴重な自然環境が年々減少しています。

県内にある豊かな自然環境は県民共有の財産であり、これを保存するとともに、失われた自然環境を創造することは重要な課題です。そのために、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、各主体が協働しながら取り組むことのできる体制づくりが必要です。

### 講じた施策

#### 1 民間との協働等による森林や樹林地等の保全

県内の優れた自然や貴重な歴史的環境を守るために、昭和59年から「さいたま緑のトラスト運動」を展開し、県民、企業等からの寄附を主な資金として緑のトラスト保全地を取得しています。（本編第5節（2）に詳細）

写真3-13-1 自然に親しむ会  
(トラスト保全  
第1号地)



同で、会員募集キャンペーン、トラスト夏まつり、自然観察会等のイベント、ボランティアスタッフ養成研修会などを開催し、3,209人に会員を拡大しました。

この運動の推進組織として同年発足した（財）さいたま緑のトラスト協会が、その保全活動や運動の普及啓発活動を行っています。また、県と（財）さいたま緑のトラスト協会が共同で、会員募集キャンペーン、トラスト夏まつり、自然観察会等のイベント、ボランティアスタッフ養成研修会などを開催し、3,209人に会員を拡大しました。

#### 2 市民団体による緑地の維持・管理の推進

市民管理協定制度は、土地所有者・市町村・市民団体の三者が緑地の保全管理を目的とした協定を締結し、これを県が認定する制度です。また、市民団体の緑地保全活動に対する助成も行っています。平成22年度は認定を受けた6協定、4団体の緑地保全活動に対し助成しました。

#### 3 団体の支援

県民参加の森林づくりを促進するため、森林ボランティア団体が行う森林整備活動の計画策定等に要する経費について、24団体・1町に対して助成したほか、森林ボランティアの技術向上のため、初心者研修会及び指導者研修会を2回実施しました。

また、企業による森林づくりを推進するため、県が活動場所の仲介や活動内容の提案を行っており、森林づくりを行う企業・団体、森林所有者及び県の三者による「埼玉県森林づくり協定」を4件締結しました。

#### 4 地域開発整備における取組の推進

自然環境に著しい影響を及ぼす開発を行う事業者には、環境影響評価制度を適切に運営して環境の保全に配慮を求めています。（本編第7節に詳細）

また、県が実施する公共事業については、「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」に基づき環境配慮に努めています。例えば、建築物の建設に当たっては周辺地域の景観や自然環境に配慮し、敷地内の自然林の保存や新たな植栽を実施するなどしています。

### 目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
民間団体等による緑地等の維持・管理の推進	(財)さいたま緑のトラスト協会会員数(人)	886	3,209	5,000	会員はトラスト保全地の管理や自然観察会の開催など緑のトラスト運動の担い手などとして活動することから選定。
	市民管理協定制度の協定面積(ha)	3	7.9	17	土地所有者等の協力により市民団体が緑地を管理する市民管理協定制度。この制度により適正な管理及びふれあいの提供がなされることから選定。
	森林ボランティア活動に参加する企業・団体数	34	108	70	森林の公益的機能を維持するためには、都市住民を含めた県民参加による森林づくりの推進が必要なことから選定。

## 第14節 環境学習の推進

### 現況と課題

地球温暖化対策など今日の環境問題に対応するためには、県民一人一人が環境問題を自分自身の課題として捉え、環境に配慮したライフスタイルへ転換することが求められます。

そのため、学校・家庭・地域・職場など日常生活の場で、環境との関わりを正しく理解し、環境に配慮した生活や生産活動につながるような取組を、一層充実させが必要です。次代を担う子どもたちへの働きかけはもちろん、子どもたちを通して大人の意識や行動も変わっていくような、広がりのある働きかけが重要となっています。

また、本県には国立公園1か所と県立自然公園10か所が指定されており、面積は124,582haで、県土の32.8%に及んでいます。

自然公園は、県内の優れた風景地を保護し、県民の保

健、休養などに資するとともに、野外レクリエーション活動や自然学習のフィールドとして活用されています。

昨今、自然とのふれあいを通じて、子どもたちをはじめ県民が自然と親しみ、自然について学習する場や機会を提供することができます求められていることから、自然公園の安全で快適な活用に向けた取組を一層充実させていく必要があります。

### 講じた施策

#### 1 総合的な環境学習の推進

地域における自主的環境保全活動の支援として、地域の団体等が主催する講演会や研修会等に、環境問題に関する有識者や活動実践者を講師（「環境アドバイザー」）として派遣しています。平成22年度の派遣件数は90件でした。

表3-14-1 平成22年度 環境学習応援隊一覧（派遣実績上位8社）

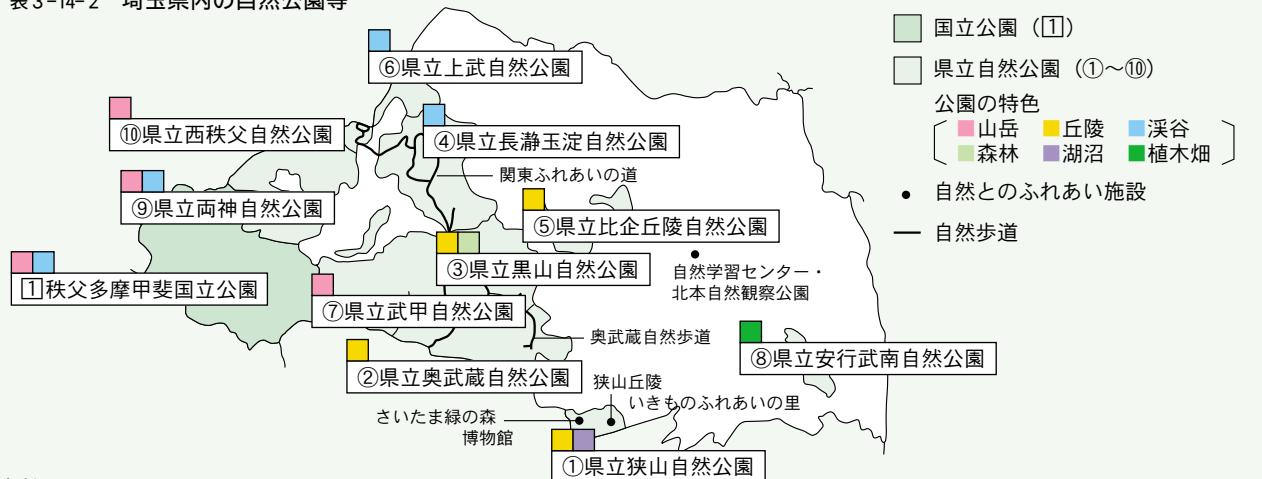
企業名	応援の形態	プログラム	資材の提供	希望範囲
	教材等			
東京ガス(株)	自社プログラム・教材の提供 (スタッフの派遣)	出前授業の実施 ①燃料電池って何だろう? ②体験しよう！－162℃の世界 ③地球温暖化って? ④エコクッキング ⑤くらしとガス	学習テキスト、ビデオの提供	さいたま市（岩槻区を除く）、上尾市、川口市、戸田市、蕨市（小・中学校）
東京電力(株)	自社プログラム、教材の提供 (スタッフの派遣)	出前エネルギー講座の実施 ①暮らしと電気・発電・資源・新エネルギーなどの講義 ②実験模型による電気作り体験 ③電気工作（小学4年生対象）	「環境学習ブック」の提供 (小学校高学年向け)	県内全域 (小・中・高校)
中央化学(株)	自社プログラム・教材の提供 (スタッフの派遣) 施設見学	出前授業の実施 「プラスチックのリサイクル工程の学習」（小学3年生以上）	ブックレット、リーフレットの提供	県内全域（小・中学校）
武州瓦斯(株)	自社プログラム・教材の提供 (スタッフの派遣)	出前授業の実施 ①環境にやさしい天然ガスの説明と液化窒素を使用した冷熱実験 ②最新のガス器具を使用した料理体験（エコクッキング）		川越市、所沢市、狭山市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、吉見町、ふじみ野市（小・中学校）
(株)大進興業	学習資材の提供	—	エコネーションゲームなど学習プログラムの提供	所沢市、入間市 (学校指定あり)
東彩ガス(株)	自社プログラムの提供 (スタッフの派遣)  (学習資材の提供)	出前授業の実施 ①体験しよう！－162℃の世界 ②地球温暖化って? ③天然ガス自動車って?  エコ・クッキングの実習 ①自社調理教室にて実施 ②出張授業にて実施 (小学4年生～中学3年生)		春日部市、越谷市、吉川市、松伏町、宮代町、栗橋町、大利根町、さいたま市岩槻区（小・中学校）  (学校敷地内への植樹 寄贈)
(株)ジャパンビバレッジ	自社プログラムの提供 (スタッフの派遣)  施設見学	出前授業の実施 飲料容器リサイクル行程の学習 (小学3年生以上)	—	県内全域 (小・中・高校)
JX日鉱日石エネルギー(株)	自社プログラムの提供 (スタッフの派遣)	エネルギー関連の出前授業の実施 「暮らしと石油」「地球温暖化」「未来を拓くエネルギー」など (小学4年生以上)	—	県内全域 (小・中・高校)

また、学校における環境教育を支援するため、総合的な学習の時間を初めとする学校の授業等に、環境問題について専門的知識のある「環境教育アシスタント」を平成22年度は85件派遣し、教職員と連携した環境教育の推進に努めました。併せて、環境問題に関心の高い企業を「環境学習応援隊」として登録し、企業の持つノウハウや環境学習プログラム、学習教材・資材を、県が仲立ちとなって学校に提供し学校における環境学習を推進しました。

写真3-14-1 環境学習応援隊による出前授業  
「飲料容器のリサイクル」



表3-14-2 埼玉県内の自然公園等



#### 自然公園

指定年月日	関係市町村	公園面積(ha)	特別地域(ha)	指定年月日	関係市町村	公園面積(ha)	特別地域(ha)
⑪ S25. 7. 10	秩父市, 小鹿野町	34,411.0	12,711.0	⑥ S29. 3. 9	秩父市, 本庄市, 神川町, 皆野町	6,378.0	858.0
① S26. 3. 9	所沢市, 入間市	1,807.8		⑦ S32. 7. 15	秩父市, 横瀬町	15,462.0	
② S26. 3. 9	日高市, 飯能市, 入間市	21,839.0		⑧ S35. 11. 4	さいたま市, 川口市	1,159.0	
③ S26. 3. 9	ときがわ町, 越生町, 毛呂山町	9,420.2	1,075.9	⑨ S53. 3. 22	小鹿野町	5,283.0	410.0
④ S26. 3. 9	秩父市, 長瀬町, 皆野町, 東秩父村, 寄居町, 小川町	14,753.6	2,065.5	⑩ S56. 3. 24	秩父市, 小鹿野町	9,430.5	
⑤ S29. 3. 9	東松山市, 吉見町, 嵐山町, 鳩山町	4,638.0					

#### 自然歩道

首都圏自然歩道 ～関東ふれあいの道～	1都6県を回遊する全長1,799kmの長距離歩道で、本県では13コース、延長155.5kmが完成している。
奥武蔵自然歩道	飯能市天覧山から毛呂山町鎌北湖まで変化に富んだコース、約11kmのみちが整備されている。

### III 環境の保全と創造を推進する協働社会の構築

表3-14-3 自然とのふれあい施設の整備・運営状況

施設名・施設の案内	主な事業実施状況(平成22年度)
<p>埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園（北本市） 平成4年開設。北本自然観察公園は、都市に自然を呼び戻し、身近な自然とふれあえる都市公園（アーバンエコロジーパーク（自然生態観察公園））。自然学習センターは北本自然観察公園内にあり、自然について学習し理解を深めるための施設。館内観察ロビーからは望遠鏡を使って公園内の生き物を観察できる。 指定管理者：（財）埼玉県生態系保護協会</p> 	<p>1 自然観察会 120回 2 しぜん工作教室 63回 3 やわらかテーマから考える「環境かみしばい」 52回 4 しぜん工作教室 6回 5 自然に親しむイベントデー 9回 6 キッズ生き物研究室 8回 7 すくすくクラブ～自然の中で子どもとすごすための講座 3回 8 教育委員会初任者研修 6回 9 学生職場体験研修 7回 10 生物多様性関連展 1回 【H22入館者数：82,256人】</p>
<p>埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター（所沢市） 平成6年開設。狭山丘陵の身近な自然とのふれあいを通して、自然の大切さ、自然と人とのかかわりを考える施設。センターエリアの他、それぞれのテーマを持つ5か所の自然観察スポットがあり、歩きながら自然とふれあうことができる。 指定管理者：（財）トトロのふるさと財団</p> 	<p>1 自然観察会 8回 2 里山体験講座 10回 3 ひよこたんけんたい 4回 4 ガイドウォーク 17回 5 歴史ひだまり散歩 2回 6 プロが教えるお茶摘みと製茶 3回 7 市制60周年ウォーキング 1回 8 生物多様性記念連続講演 6回 【H22入館者数：24,541人】</p>
<p>さいたま緑の森博物館（入間市・所沢市） 平成7年開設。狭山丘陵の雑木林や湿地など自然そのものを野外展示物として、エリア内の自然観察路を散策しながら自然とふれあい、観察できる施設。 指定管理者：「さいたま緑の森」岩堀・環境クリアーニング</p> 	<p>1 自然観察会 24回 2 稲作体験教室 7回 3 夏休み工作教室 1回 4 雜木林体験教室 3回 5 ピオトープ体験教室 14回 6 写生大会 1回 7 緑の森フェスタ 2回 8 野鳥観察会 3回 【H22入館者数：31,427人】</p>

#### 第14節

### 3 自然観察・自然公園における指導員の育成――

#### 環境学習の推進

自然の大切さや仕組みを学ぶことを支援・指導する役割を担う指導員の育成とその活動支援を行いました。

「彩の国ナチュラリスト」は、自然とのふれあいを通じて自然の大切さや仕組みを学ぶことを支援するボランティアで、平成22年度末現在登録者数は333名となっています。

また、自然公園内の施設の安全管理等を行う「埼玉県自然公園指導員」の平成22年度委嘱者数は65名でした。

写真3-14-2 彩の国ナチュラリスト講習会



### 目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時(H17年度)	現状値(H22年度)	目標値(H23年度)	指標の定義・選定理由
総合的な環境学習の推進	環境学習応援隊支援学校数	8	239	100	県が仲立ちとなって、民間企業から提供された環境学習プログラムなどを実践した学校数。企業と連携して新たな環境学習の取組成果を示す数値であることから選定。

## 第15節 自主的な取組の推進

### 現況と課題

環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築していくためには、省エネルギー対策や新エネルギー導入、3Rの取組、製品設計や製造過程における環境配慮など、環境への影響を低減させる事業者や県民の自主的な努力が不可欠です。また、そうした努力が本当に評価される仕組みづくりも重要です。

県としては、生活環境保全条例に基づき事業者の自主的な取組を推進するとともに、環境マネジメントシステムの取得支援、NPOや民間団体の活動支援を行い、各主体の自主的な取組と連携しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会構築に向けた取組を推進していく必要があります。

### 講じた施策

#### 1 環境マネジメントシステムの普及促進 —

##### (1) 普及促進のための支援

低炭素型で活力のある産業社会の構築を目指し、環境への負荷の低減を図るために、県ホームページを活用してISO14001など環境マネジメントシステムに関する情報を提供しました。

また、環境みらい資金や産業創造資金等により、環境への負荷低減を図る県内中小企業者に対し、ISO14001の認証取得の推進を図りました。

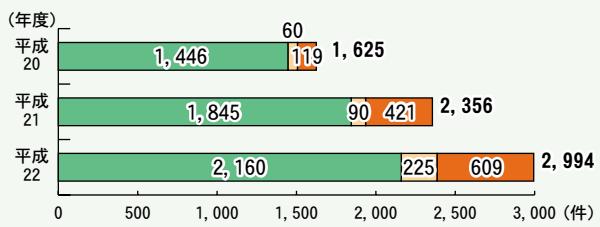
平成22年度末現在における県内ISO14001等取得事業所数は1,546事業所となりました。

##### (2) 埼玉県環境マネジメントシステムの取組

埼玉県庁も事業者として環境問題に取り組むため環境マネジメントシステムを導入しています。平成18年度までは本庁においてISO14001を取得していましたが、平成19年度からは、幅広く施策に環境配慮の視

表3-15-1 取組件数の推移

エコオフィス活動に関するもの (紙・ゴミ・電気の削減、エコドライブなど)
緑化活動に関するもの (緑のカーテン・花植え、植栽など)
本来事業に関するもの (右折帯の整備など本来業務について取り組むもの)



点を加えるため、地域機関、県立学校を含めた全ての機関を対象にして、県独自の環境マネジメントシステムに取り組んでいます。

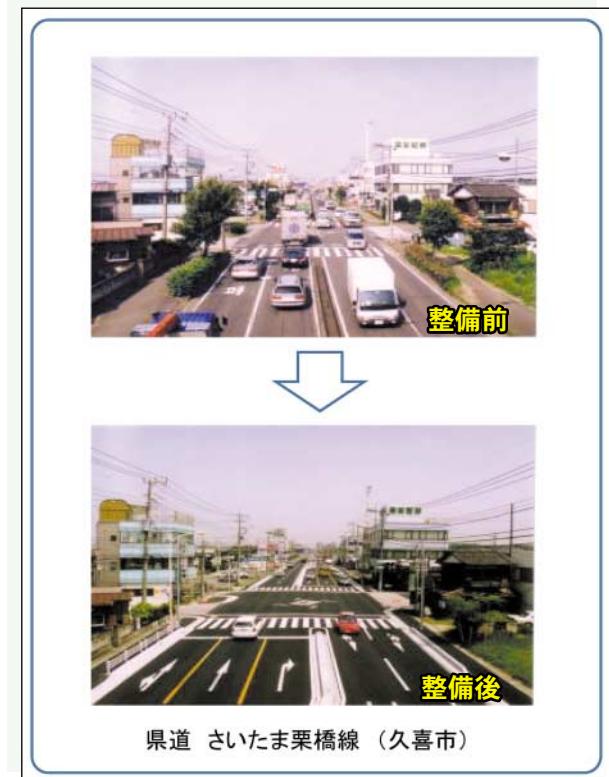
##### ①オフィスにおける環境配慮

オフィスにおける環境配慮（エコオフィス活動）として、電気・コピー（用紙）・ごみの削減を始めとして、マイバッグの活用や公用車のエコドライブなどに取り組んでいます。

##### ②事業での環境配慮

公共事業などの本来事業についても環境配慮に取り組んでいます。信号機のLED化、施設への太陽光発電の導入などのほか、右折帯整備などのように本来は交通事故防止の観点から進められる事業についても、渋滞発生によるCO<sub>2</sub>発生を縮減する効果にも着目して事業を進めています。

写真3-15-1 右折帯整備の前後



#### 2 NPOなど自主的に環境保全活動に取り組む団体の支援

民間団体に対しては、ホームページ「彩の国環境ネットワークプラザ」などを通じ、環境に関する講演会やイベント案内、活動事例の紹介や活動支援のための助成制度に関する情報提供などを行いました。

また、事業者に対しては、環境みらい資金により、事業者が行う環境の保全と創造に必要な資金の貸し付けなどを行いました。

### 3 グリーン購入の推進

県では、平成9年9月に「埼玉県環境配慮方針」を定め、古紙配合率が高い用紙類や省電力タイプの照明器具の購入、公共工事実施の際は、環境への負荷低減効果が認められるものを使用するなど率先して環境負荷の低減に資する物品やサービスの調達に努めてきました。

平成13年4月のグリーン購入法の施行を踏まえ、「埼玉県グリーン調達推進方針」を平成14年3月に策定し、毎年度改定を行っています。平成22年度は、OA機器（プロジェクタ、電池、インクカートリッジ、トナーカートリッジ）、防災備蓄用品（ペットボトル飲料水、缶詰、レトルト食品等、非常用携帯燃料）、工法（路上表層再生工法）、役務（飲料自動販売機設置）などを調達する際の判断基準を改定しました。平成23年3月現在、特定調達物品は、19分野246品目となっています。

### 4 自主的な取組を評価する制度の充実・拡大

環境保全に関する意識の醸成及び行動の促進を図るため、他の模範となる優れた取組に対し、「さいたま環境賞」の表彰を行いました。環境保全活動を行う県民団体や個人を対象とした「県民部門」8団体、環境負荷の低減に取り組む事業者を対象とした「事業者部門」5事業者がそれぞれ受賞しました。

表3-15-2 第12回さいたま環境賞受賞者一覧

県民部門	
川口市立在家小学校 エコクラブ	身边に出来るエコ活動
春日部市立 八木崎小学校	環境問題に気づき、環境を守ろうとする子どもの育成
越谷市立城ノ上小学校	ふやそう自然！
特定非営利活動法人 百年の森づくりの会	荒川の水源に緑のダムをつくる百年の森づくり運動
グラウンドワーク川口	地域の環境改善活動
糀谷八幡湿地保存会	よみがえったふるさとの景観
かわごえ環境ネット	市民・事業者・民間団体・行政の協働による環境保全活動の推進
梅沢 定彦	日本希少淡水魚の保護と繁殖
事業者部門	
武州瓦斯(株)	天然ガスの効率的な利用推進と環境保全の啓蒙活動
首都高速道路(株) 西東京管理局	見沼たんぼ首都高ビオトープの育成・管理
DOWAハイテック(株)	県内初！植物を利用した工場排水の浄化と放流河川の保全
生活協同組合 さいたまコーポ	使用済み天ぷら油の回収とバイオディーゼル燃料で走る宅配トラック
(株)埼玉りそな銀行	地域に根ざした環境保全活動の推進

### 目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
環境マネジメントシステムの普及促進	彩の国工コアップ宣言事業者数 (再掲)	406	1,087	1,000	環境負荷の低減に取り組む彩の国工コアップ宣言事業者数。
	環境マネジメント取得事業所数 (再掲)	907	1,546	1,200	ISO14001など第三者認証の環境マネジメント取得事業所数。
グリーン購入の推進	グリーン調達推進方針策定市町村数	34	44	50	環境に配慮した物品等の購入を行うための方針を策定している市町村数。

## 第16節 環境情報の提供と環境科学の振興

### 現況と課題

複雑化した環境問題に県民・事業者・NPO・行政などの各主体が、連携・協働して取り組んでいくためには、様々な環境情報の提供が不可欠となっています。

このため県では、平成12年4月に開設した環境科学国際センターを中心に、環境情報の提供と環境科学の振興に積極的に取り組んでいます。

引き続き、多様化する環境問題に適切に対応するため、環境に関する総合的・学際的な「環境科学」の視点から、身近な生活環境から自然環境まで広い範囲を対象とした、時宜に応じた環境情報の収集・提供の充実と環境科学の一層の振興を図る必要があります。また、国の研究機関や大学などとの交流や共同研究の充実を図る必要があります。

### 講じた施策

#### 1 環境情報の提供

適切な環境保全対策を図るために、各種環境情報システムにより、大気、水質、自然等に関する環境情報を収集整理し、情報提供を行いました。

また、ホームページへの研究データの登載、各種パンフレット・リーフレットの配布など様々な媒体を活用し、県民・事業者・市町村・教育機関・NPO等のニーズに対応するため、環境情報の提供を行いました。

特に、環境科学国際センターでは、環境情報の収集・発信拠点として、環境情報・試験研究などの各種関連情報をホームページで提供しました。具体的には、英語版ホームページの案内や県民の身近な環境に関する質問に環境科学国際センター研究員がお答えする「ココが知りたい埼玉の環境」がスタートし



ました。また、前年度に引き続き「持続可能な社会を目指して」をテーマとした新聞記事の連載などマスメディアを活用した情報発信にも取り組みました。

展示館来館者数	41,408
ホームページアクセス数	83,355

#### 2 環境科学の振興

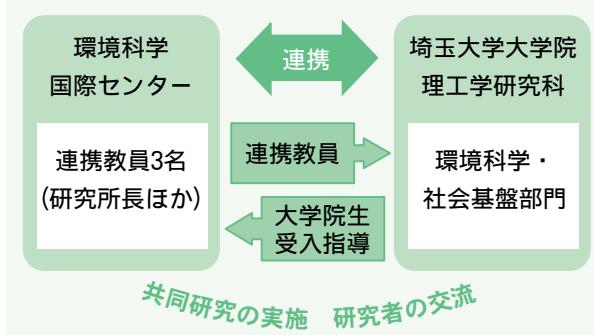
環境科学国際センターでは、本県が直面している環境問題の解決に向け、調査・研究に取り組んでいます。平成21年度からは「環境科学国際センター研究所中期計画」の5つの重点課題について、課題ごとにテーマを設定し研究を進めています。

##### 5つの重点課題

- 1 県内の地球温暖化の実態把握、影響予測及び対策
- 2 地域の特性を考慮した資源循環システムの構築
- 3 生物多様性の保全
- 4 地域における環境保全上健全な水環境の確保
- 5 地域における化学物質等による環境リスクの評価管理

また、研究活動の活性化・高度化を図るため、連携大学院制度などを活用して、大学・企業などの外部研究機関との共同研究や研究員の派遣・受入などの人的交流を積極的に進めました。

表3-16-1 連携大学院制度(平成14年度開設)のイメージ



### 目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時(H17年度)	現状値(H22年度)	目標値(H23年度)	指標の定義・選定理由
環境情報の提供と環境科学の振興	環境科学国際センター研究発表数(件)	124	195	126	研究成果の普及による社会貢献の推進のためには、成果発表が重要であることから選定。
	環境科学国際センター共同研究数(件)	26	25	28	よりレベルの高い研究や技術開発を推進するためには、研究交流が重要であることから選定。

## 第17節 國際協力の推進

### 現況と課題

公害問題を克服してきた日本の地方自治体が持っている経験や技術は、環境汚染の課題を抱えている国や地域には非常に有益です。また、気候変動のような地球環境問題への対策は、世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的になります。このようなことから、本県は諸外国の環境改善に役立つように、海外機関への技術支援、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動を推進しています。

### 講じた施策

#### 1 環境保全技術研修員等の受け入れ

諸外国の環境汚染対策に役立てるため環境に関する研修員を受け入れています。平成22年度は、友好省である中国山西省から省職員2名を1か月受け入れ、環境科学国際センターなどで研修を行いました。また、(独)国際協力機構(JICA)事業として、(財)日本環境衛生センターなどを通じて17名の研修員を受け入れています。それらと並行して、海外の研究員等の訪問を受け、研究施設の見学や研究成果の解説等を通して、環境研究の現状を紹介しました。

写真3-17-1 山西省環境保全技術研修員



#### 2 九都県市による国際協力の取組

平成20年春に開催した首都圏連合フォーラムにおいて、アフリカ諸国を含めた国際協力・途上国支援を実施していくことが宣言されました。これを受け八都県市では、JICA事業に協力して、平成21年度から発展途上国の人材育成を促進する目的でアフリカ諸国を対象にした青年研修事業を実施しています。

平成22年度は13名のアフリカ諸国の研修員を受け入れ、15日間にわたって九都県市にある水環境や廃棄物対策に関連する環境施設を視察しました。本県の視察

先は、戸田市にある下水処理施設の荒川水循環センターと、さいたま市にあるし尿処理施設の大宮南部浄化センターでした。

写真3-17-2 荒川水循環センターを視察する研修員



表3-17-1 環境分野における研修員・研究員等の受入状況

年度	中国 (山西省)	中国 (その他)	タイ	韓国	その他	計
6	2				8	10
7	2	2				4
8	2			1	1	4
9	2		4			6
10	2	2	4			8
11	2		4			6
12	1		4	1		6
13	1		5	1		7
14	1		5		2	8
15	1	4	4		24	33
16	1	2	3		10	16
17	1			4	10	15
18	8	14	2	25	1	50
19	4	7	11	5	19	46
20	1	23		1	15	40
21	6	63	2	7	36	114
22	6	38		1	19	64
計	43	155	48	46	145	437

(視察を含む)

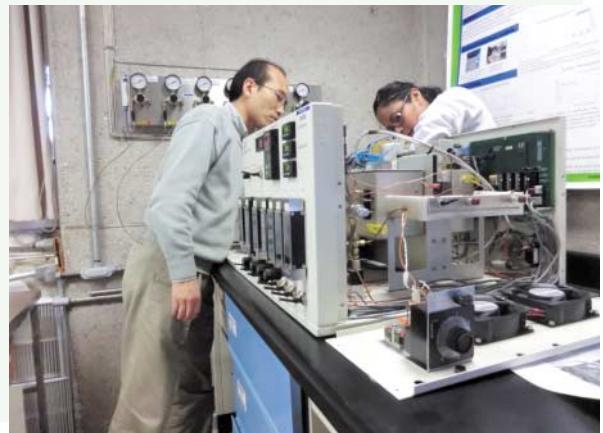
#### 3 海外機関との共同研究・研究交流

環境科学国際センターでは、海外から研究員を受け入れて、共同研究や研究交流を行っています。

平成22年度は中国上海大学から研究員を受け入れ、簡易な排水処理技術としての傾斜土槽法に関する共同研究を実施しました。

その他、山西農業大学から研究員を招聘し中国山西省の汚染土壌修復事業の研究交流を行いました。

写真 3-17-3 山西農業大学との研究交流

写真 3-17-4 大気汚染の原因解明と改善策の提案  
(メキシコ国)

#### 4 専門家の派遣

環境科学国際センターでは、これまで、各国に研究員を派遣し技術交流と技術移転を行っています。平成22年度は、環境国際貢献プロジェクト事業として中国江蘇省に1回、3名の研究員を、中国山西省に2回、延べ6名の研究員を派遣し調査結果の評価を行いました。また、中国科学技術協会と共同で開催した中国環境技術セミナーに講師として研究員を派遣したり、他、メキシコ合衆国の大気汚染の原因解明と改善のために研究員を派遣した他、環境科学国際センターの研究成果等を国際学会や国際シンポジウムにおいて発表しました。

写真 3-17-5 中国環境技術セミナー



### 目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
海外の研究機関等との研究・人的交流の推進	海外からの環境分野の研修員等の県受入者数 (H6年度からの累計、( )内は年度小計)	123 (15)	309 (22)	175 (10)	地球環境問題や開発途上地域等の環境問題の解決には、開発途上地域における環境保全技術の向上と人材育成、海外の研究機関との研究交流による技術移転の推進が重要であることから選定。
	海外との環境分野の研究交流のための県派遣者数 (H12年度からの累計、( )内は年度小計)	77 (12)	213 (54)	140 (12)	



## 環境管理事務所の取組

地域の自然特性や生活環境、地域住民のニーズ等、地域の環境の状況を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

### ●主な業務内容

鳥獣の保護／野鳥の違法捕獲、飼育の取締／緑化の推進／緑のトラスト運動の推進／ディーゼル車の排出ガス規制／自動車の使用管理についての確認／アイドリング・ストップの推進／アスベスト除去工事の立入検査／水質事故の対応／工場・事業場の立入検査／里川づくり県民推進事業の展開／産業廃棄物処理業の許可／廃棄物処理の監視指導／土砂対策

### 中央環境管理事務所（地図①）

住宅、商店、工場などが多く建ち並ぶ管内には、荒川を始めとする大小さまざまな河川が流れています。地域に親しまれる里川づくりを目指して、芝川流域（川口・旧鳩ヶ谷市内）、藤右衛門川流域（さいたま・川口市内）、鴨川流域（上尾市内）で、住民・学校・企業・河川浄化団体等と連携し、環境学習や廃食油リサイクル活動、清掃活動などに取り組みました。

また、ディーゼル車の排出ガス規制として、走行車両を止めて行う路上検査、高速道路SAや道の駅、建設現場など車が多く集まる場所での拠点検査、走行車両を撮影するビデオ検査などを実施し、県の粒子状物質排出基準に適合しない車両の使用者に対して改善指導を行いました。



鴨川流域での環境学習  
(上尾市立富士見小学校)

### 西部環境管理事務所（地図②）

#### ■自然環境の保全

管内は、武蔵野の平地林や狭山丘陵などの貴重な自然景観に恵まれた地域であることから、ふるさとの緑の景観地（15か所）の保全や緑化の推進、関東ふれあいの道・奥武蔵自然歩道の巡視・補修などに努めています。

#### ■地域と一体となった里川づくり

飯能市内の直竹川及び所沢市内の柳瀬川上流域において、河川愛護団体、自治会、小中学校と連携して、「水や生き物の豊かさが育まれる水辺」づくりに取り組みました。流域住民の河川への関心を高めるため、河川清掃や環境学習、環境フェアを実施しました。



飯能市立南高麗小学校での  
環境学習

### 東松山環境管理事務所（地図③）

本県のほぼ中央に位置し、荒川流域の低地から西に丘陵地、外秩父山地へと続く埼玉県を縮小したような管内は多彩な自然環境に恵まれています。

平成22年度は、東松山市の北東部を流れる新福川において地域住民の方々と連携し、里川再生に向けた次のような取組みを行いました。

- ①エコクッキング教室の開催～美味しく楽しくエコロジー～
- ②洗剤使用量削減一斉取組～アクリルたわし等を使用して～
- ③木炭設置による河川浄化～みんなで川をきれいに～
- ④浄化槽講習会の開催～もっと浄化槽の事を知ろう～



エコクッキング教室

### 秩父環境管理事務所（地図④）

管内は、山岳や渓谷などの自然景観に富んだ緑に恵まれた地域で、荒川の上流域に位置し、秩父多摩甲斐国立公園や県立武甲、両神、西秩父などの自然公園があります。

この自然公園の環境を保全する活動の一環として、地元のボランティア等の協力により、美の山公園でヤマザクラ・アジサイ等の花木植栽を行いました。また、両神国民休養地では、地元中学校とボランティア団体が協働して「日中友好の森」にモミジやツツジを植栽しました。これらの活動により、自然公園の魅力アップに大きく貢献しています。

また、荒川上流の横瀬川流域では、里川づくり県民推進事業として地元自治会が清掃活動や生活排水対策を実施し、清流の保全に努めました。



両神国民休養地植栽活動  
(日中友好の森)



### 北部環境管理事務所（地図⑤）

管内は、中心部に台地が広がり、北に利根川、南に荒川の豊かな川が流れ、身近で多様な自然環境と実り豊かな田園環境に恵まれています。

平成22年度は、里川づくり県民推進事業として、深谷市を流れる唐沢川流域の約560世帯を対象にした台所生活排水対策の一斉取組や、小学校における環境教育、公民館でのエコクッキングを開催しました。

また熊谷市に源を発し越谷市で中川に合流する元荒川について、その流域で活動する35団体等による交流会を開催し、各団体による活動報告など活発な意見交換を行いました。その後熊谷市久下小学校において実施されていたムサシトミヨ繁殖確認調査に参加し、日頃の児童生徒によるムサシトミヨ繁殖池の維持管理について研修しました。



元荒川流域をつなぐ交流会  
(久下小学校にて)

### 越谷環境管理事務所（地図⑥）

管内は、千葉県境を江戸川が、中央を中川が流れ、河川や水路が網目状にながった水の豊かな平地で、大規模開発と田園風景が混在しています。

第二大場川では、水質の改善に向けて、三郷市内の4町会（約1100世帯）が2週間にわたり、生活排水対策の一斉取組を行いました。

具体的には、①スクリーパー（へら）などで鍋や皿についた汚れをあらかじめ落とす、②アクリルたわしを用いて洗剤の使用量を減らすことにより、各家庭の台所から排出される汚れや洗剤を削減しました。



アクリルたわしづくり

### 東部環境管理事務所（地図⑦）

管内は、利根川など多くの河川が流れ、豊富な水と平坦な土地に恵まれた田園風景が広がる地域で、県人口の1/8に当たる約90万人が生活している地域です。

春日部市内、中川上流域等で、関係市と共に簡易水質検査やアクリルたわしづくりを通じて、生活排水対策の啓発活動を行いました。

また、アライグマによる農作物や生活環境への被害報告があることから、「アライグマ捕獲従事者養成研修会」を開催し、市や町と連携した防除対策を進めました。



アライグマ捕獲従事者  
養成研修会の様子

## 環境についてのお問い合わせ先

### ■環境政策課 ☎ 048-830-3015

環境基本条例に関すること  
環境基本計画に関すること  
公害防止計画に関すること  
公害苦情・公害紛争に関すること  
環境保全に係る国際協力に関すること  
エネルギーに関すること  
環境影響評価に関すること

### ■温暖化対策課 ☎ 048-830-3035

地球温暖化対策に関すること  
エネルギーに関すること  
環境学習に関すること  
環境みらい資金に関すること

### ■大気環境課 ☎ 048-830-3055

大気に関すること  
自動車排出ガス対策に関すること  
ダイオキシン、化学物質に関すること  
地球温暖化対策に関すること（自動車対策に限る）

### ■水環境課 ☎ 048-830-3078

騒音・振動・悪臭に関すること  
工場・事業場からの排水に関すること  
河川等の水質に関すること  
浄化槽に関すること  
土壤・地下水汚染に関すること  
地盤沈下に関すること  
ダイオキシン、化学物質に関すること

### ■産業廃棄物指導課 ☎ 048-830-3125

産業廃棄物に関すること

### ■資源循環推進課 ☎ 048-830-3105

リサイクルに関すること  
一般廃棄物に関すること  
彩の国資源循環工場の整備に関すること  
廃棄物広域埋立処分場の建設に関すること

### ■自然環境課 ☎ 048-830-3140

自然保護に関すること  
野生生物の保護に関すること  
採石・砂利採取に関すること

### ■みどり再生課 ☎ 048-830-3190

緑の保全と創出に関すること  
さいたま緑のトラスト運動に関すること

### ■環境科学国際センター ☎ 0480-73-8331

環境に関する試験・研究などに関すること

### ■環境整備センター ☎ 048-581-4070

廃棄物の広域的埋立に関すること  
彩の国資源循環工場に関すること

### ■環境管理事務所

- ①中央環境管理事務所（さいたま市浦和区） ☎ 048-822-5199  
②西部環境管理事務所（川越市） ☎ 049-244-1250  
③東松山環境管理事務所（東松山市） ☎ 0493-23-4050  
④秩父環境管理事務所（秩父市） ☎ 0494-23-1511  
⑤北部環境管理事務所（熊谷市） ☎ 048-523-2800  
⑥越谷環境管理事務所（越谷市） ☎ 048-966-2311  
⑦東部環境管理事務所（杉戸町） ☎ 0480-34-4011

